

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十三号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「百分の十二」を「百分の十四」に改める。

第七条中「第十八条の四第三項並びに第十八条の五第四項」を「並びに第十八条の四第三項」に改める。

別表中

「 広島県立安芸府中高等学校	「 二番一	「 字倉輪多山三七	を
「 広島県立安芸府中高等学校	「 一号	「 山田五丁目一番	に、
「 広島地域事務所厚生環境局海田分室	「 一九号	「 海田町南昭和町一四番	
「 広島地域保健所海田分室	「 一九号	「 	を
「 呉・賀茂教育事務所	「 一九号	「 海田町南昭和町一四番	
「 西部教育事務所	「 一九号	「 海田町南昭和町一四番	に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。